

## 東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東備西播定住自立圏（以下「圏域」という。）内の農林水産物を活用し、新たな商品やサービスの開発及び販路開拓に取り組む圏域内外の農林水産業者及び商工業者等（以下「農業者等」という。）に対して支援金を交付することにより、地域ブランドの発掘を目指すことを目的とする。

### (推進支援金)

第2条 東備西播定住自立圏形成推進協議会（以下「協議会」という。）は、前条の目的を達成するため、農業者等が地域ブランド発掘事業（以下「発掘事業」という。）を行うために必要な経費を、地域ブランド発掘事業推進支援金（以下「支援金」という。）として交付する。

### (対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、圏域内の農林水産物を活用し、新たな商品やサービスの開発及び販路開拓に取り組む農業者等とする。

2 前項に規定する農業者等は、個人又は法人若しくは圏域内の農業者等で構成された団体で、組織及び運営に関する規約等を定めている団体（以下「団体」という。）とする。

### (対象事業)

第4条 支援の対象となる事業は、平成32年3月31日までに実施する発掘事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 圏域内の農林水産物を活用した加工品等（以下「加工品等」という。）の開発を行うための事業
- (2) 圏域内の農林水産物又は加工品等（平成20年度以降に開発されたものを含む。）の販売強化に係る多様な流通及び販路の開拓等を行うための事業
- (3) その他、協議会会長が特に認める事業

### (対象経費)

第5条 支援の対象となる経費は、事業の実施に直接要する経費とする。ただし次に掲げる経費を除く。

- (1) 農業者等の人件費及び飲食費
- (2) 農業者等が支払ったことが確認できない経費
- (3) 購入単価が20万円を超える備品購入費
- (4) その他、協議会会長が適当でないと認めた経費

### (交付額)

第6条 支援金の交付額は、20万円を限度とし、支援の対象となる経費と当該事業の収支差額のいずれか少ない額とする。ただし、支援金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

### (発掘事業の募集)

第7条 発掘事業の募集は、協議会会長が別に定める方法により行うものとする。

2 支援金の交付を受けようとする農業者等は、東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて協議会会長に提出しなければならない。

- (1) ブランド発掘事業計画書（別紙1）

- (2) ブランド発掘事業経費明細書（別紙2）
- (3) 団体にあっては、規約、会則等の写し
- (4) その他、協議会会長が必要と認める書類

3 前項に規定する申請は、同一の農業者等による同一の事業（以下「同一事業」という。）当たり1回に限り行うことができる。ただし、同一事業が継続的に実施されることにより効果的に達成されると認められる場合は3回を限度とする。

（交付決定）

第8条 協議会会長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援金交付決定通知書（様式第2号）により、当該農業者等に通知する。

2 協議会会長は、審査にあたり申請者から意見聴取を行うことができる。

3 協議会会長は、第1項の交付決定を行う場合において、支援金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な助言や条件を付すことができる。

（発掘事業に係る措置）

第9条 協議会会長は、前条により支援金の交付決定を受けた農業者等（以下「支援農業者等」という。）に対し、発掘事業の実施について必要な助言及び協力をすることができる。

（発掘事業の変更）

第10条 支援農業者等は、対象となる発掘事業の内容について、これを変更しようとする場合は、速やかに東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業内容変更承認申請書（様式第3号）により、協議会会長の承認を受けなければならない。

2 協議会会長は、前項の申請書が提出されたときには、その内容を審査し、その結果を東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業内容変更承認通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告）

第11条 支援農業者等は、発掘事業が終了したとき又は第8条の交付決定に係る協議会の会計年度が終了したときは、速やかに東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

（支援金の請求）

第12条 協議会会長は、前条に規定する実績報告を承認した後、支援金を交付するものとする。

2 支援農業者等は、前項の規定により支援金の交付を受けようとする場合、東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援金請求書（様式第6号）を協議会会長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第13条 協議会会長は、支援農業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金を目的以外に使用したとき。
- (2) この要綱に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 支援金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき。
- (4) 支援団体が、法令に違反する行為を行ったとき。

2 協議会会長は、前項の規定により取り消しをした場合において、当該取り消しに係る発掘事業に関し、既に支援金を交付しているときは、当該決定の日から15日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

(帳簿等の整理)

第15条 支援農業者等は、発掘事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入支出を証する書類を整備し、当該支援農業者等の発掘事業が完了した年度から5年間保存しなければならない。

(補助金交付規則の適用)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付については赤穂市補助金交付規則（昭和63年赤穂市規則第4号）の定めるところによる。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

東備西播定住自立圏形成推進協議会長 宛

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

㊞

東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援金交付申請書

年度東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援金の交付を受けたいので、東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 事業計画の名称

（添付書類）

- ①事業計画書（別紙 1）
- ②経費明細書（別紙 2）
- ③団体等にあっては、規約、会則等の写し
- ④その他、協議会会長が必要と認める書類

\* 支援金交付申請額の欄は、収支差額を記載してください。（ただし、20 万円を超えた場合は 20 万円とします。）

(別紙1)

## 事業計画書

### 1 事業名

### 2 連携参加者

参加者 項目	申請者	連携事業者①	連携事業者②
所在地			
代表者			
連絡先	(担当者名) (TEL) (FAX) (E-mail)	(担当者名) (TEL) (FAX) (E-mail)	(担当者名) (TEL) (FAX) (E-mail)
資本金	円	円	円
従業員（従事者）数	家族労働者 人 常時雇 人 臨時雇 人	家族労働者 人 常時雇 人 臨時雇 人	家族労働者 人 常時雇 人 臨時雇 人
主たる業種			
事業概要 (主たる生産品目・生産額等)			
本事業における役割			

### 3 事業の計画内容

(1) 事業の計画内容	※必要に応じて、製品等の仕様書及び図面等を資料として添付してください。
(2) 活用する農林水産物	
(3) 連携又は単独で開発した（しようとする）商品の内容	
(4) 商品の差別化・優位性（市場ニーズ、競合する類似商品との相違点等）	
(5) 具体的なスケジュール	



様式第2号（第8条関係）

東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東備西播定住自立圏形成推進協議会長

㊟

年 月 日付の申請のあった東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この支援金の交付の対象となる事業は、年 月 日付の支援金交付申請書類の記載のとおりとする。
- 2 支援対象経費及び支援金の額は、次のとおりとする。

支援対象経費	円
支援金の額	円
- 3 支援農業者等は、東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援要綱に従わなければならない。
- 4 支援金交付の条件は、次のとおりとする。



東備西播定住自立圏形成推進協議会長 宛

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

印

東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業内容変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業の事業内容を、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 事業計画及び経費明細の変更内容

（様式第1号：該当部分の変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入する。）

様式第4号（第10条関係）

東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業内容変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

東備西播定住自立圏形成推進協議会長

印

年 月 日付で変更申請のあつた東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 この支援金交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあつた事業とし、その内容は東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 支援金交付の条件等については、上記のほかは、年 月 日付 第 号の東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業支援金交付決定通知書第3項及び第4項のとおりとする。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

東備西播定住自立圏形成推進協議会長 宛

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

印

東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度東備西播定住自立圏地域  
ブランド発掘事業推進支援金の実績について、東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支  
援要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の名称

（添付書類）

- ①事業実績報告書（別紙1）
- ②収支決算書（別紙2）

(別紙1)

## 事業実績報告書

### 1 事業名

### 2 連携参加者

参加者 項目	申請者	連携事業者①	連携事業者②
所在地			
代表者			
連絡先	(担当者名) (TEL) (FAX) (E-mail)	(担当者名) (TEL) (FAX) (E-mail)	(担当者名) (TEL) (FAX) (E-mail)
資本金	円	円	円
従業員（従事者）数	家族労働者 人 常時雇 人 臨時雇 人	家族労働者 人 常時雇 人 臨時雇 人	家族労働者 人 常時雇 人 臨時雇 人
主たる業種			
事業概要 (主たる生産品目・生産額等)			
本事業における役割			

### 3 事業の実施内容

(1) 事業の実施内容	※必要に応じて、製品等の仕様書及び図面等を資料として添付してください。
(2) 活用した農林水産物	(産地及び産物名を具体的に記載してください)
(3) 連携又は単独で開発した商品の内容	(連携又は単独で開発した(しようとする)経緯等についても、簡潔に記載してください)
(4) 事業実施の成果	
(5) 今後の課題	

#### 4 実施事業の写真

写真貼付	写真のコメント
写真貼付	写真のコメント
写真貼付	写真のコメント

4 参考資料を自由に添付してください。

※ 用紙が不足する場合は、欄の大きさを変えるか用紙を追加してください。  
(ただし、別紙4全体で、用紙A4サイズで5枚以内としてください。)

(別紙2)

### 収支決算書

収 入		支 出	
(内容)	(金額)	(内容)	(金額)
合 計		合 計	

1. 領収書等の写し、又は収入及び支出を明確に確認できる書類を添付してください。
2. 支援対象経費には\*を記載のこと

東備西播定住自立圏形成推進協議会長 宛

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）



東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度東備西播定住自立圏地域  
ブランド発掘事業推進支援金について、東備西播定住自立圏地域ブランド発掘事業推進支援要綱  
第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

事 業 名			
支 援 金 交 付 決 定 額			
概 算 交 付 請 求 額			
振 込 指 定 口座	金 融 機 関	銀 行 信 金 ・ 信 組 農 協	本 店 支 店 ・ 支 所 営 業 所
	預 金 種 別	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	（フリガナ） 口 座 名 義		